**平成２８年（フ）第１１号**
佐賀県鳥栖市東町１丁目1074番地　アソシア鳥栖ヴィンテージスクエア603、前住所福岡県筑後市大字羽犬塚270番地６
破産者　田島　　智
１　決定年月日　平成29年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２８年（フ）第５６号**
福岡県久留米市天神町140番地１　冨久ビル401号、開始決定時の住所福岡県久留米市野中町1485番地１　プロムナード野中Ｃ棟211号
破産者　綾門こと　徳渕　優佳
１　決定年月日　平成29年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第２号**
熊本県阿蘇市内牧250番地５　グランメゾン内牧503、前住所熊本県阿蘇市内牧385番地１湯巡追荘
破産者　瀬戸口秀豊
１　決定年月日　平成29年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

**平成２９年（フ）第１１５号**
大分県由布市挾間町古野169番地14ひかりハイツ202
破産者　上田　了司
１　決定年月日　平成29年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５号**
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地225湖畔亭社宅101号、前住所北海道北広島市大曲末広１丁目13番地10
破産者　金澤　信頼
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２７年（フ）第５３号**
宮城県伊具郡丸森町舘矢間木沼字木沼町36番地
破産者　玉手　敏宏
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２８年（フ）第１６１号**
金沢市本江町４番36号
破産者　田矢　奈穂
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第８３号**
金沢市城南１丁目21番21号　ファミリーケア城南、従前の住所金沢市笠舞３丁目14番22号
破産者　加茂川クリーニングこと　松本　春子
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第７９号**
岐阜県加茂郡坂祝町取組583番地２
破産者　三品　政幸
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２９年（フ）第９５号**
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　７棟104号、破産手続開始決定時の住所京都市南区吉祥院大河原町17番地の１　葛野ハイツ211号
破産者　二宮　敏春
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第３９３号**
京都市北区衣笠御所ノ内町25番地
破産者　渡邉　俊夫
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第４２５号**
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地10棟407号
破産者　長森　　裕
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第４４４号**
京都府宇治市小倉町南堀池51番地の54
破産者　家村　勝也
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第５０５号**
京都市北区西賀茂北山ノ森町47番地４
破産者　畑　佐知子
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第２２２号**
奈良市北永井町513番地
破産者　田中　千和
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第１０６号**
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７－520
破産者　安達　了三
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第３８４号**
広島市佐伯区五日市中央７丁目12番22―103号
破産者　スナックとまり木こと　河野　　覓
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第３号**
広島県呉市三条４丁目12番６号、開始決定時の住所広島県呉市瀬戸見町１番２号
破産者　大段　昌義
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部